# 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の規定に基づき児童扶養手当等の改定額を定める政令 （平成十八年政令第百十一号）

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律第二項の表下欄に掲げる政令で定める額は、次の表の上欄に掲げる規定に係る同表の中欄に掲げる同項の表下欄に規定する額について、それぞれ次の表の下欄に掲げる額とする。

# 附　則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日政令第八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三〇日政令第九四号）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年九月六日政令第二六一号）

この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月三一日政令第一一三号）

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。